

小規模企業の
経営者の
みなさまへ

小規模企業
共済制度

経営者ご自身の 「現役引退後の生活資金」のことを お考えですか？

こんな悩みにお応えします

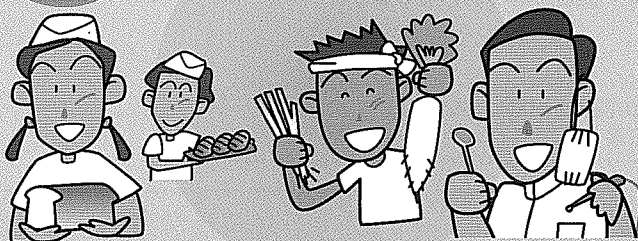
「年金だけでは不十分で、不安がある」
「自分で積み増しするには、どんな
ものがあるの？」

小規模企業共済は、「小規模企業経営者の
ための退職金制度」です。

加入し、掛金を毎月積み立てておけば…

将来、「廃業」「役員退任」等が生じた
ときに共済金を受け取れます。

現役引退後の安心した
生活設計が図れます。

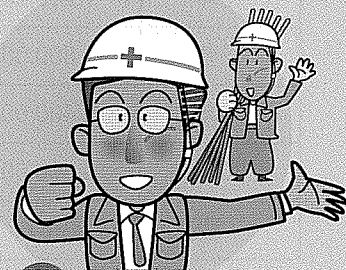


すでに本制度に加入されている方は…

掛金月額1,000円～70,000円の範囲内で自由に
設定できます。(500円きざみ)

●本制度の詳しい内容は、パンフレットを必ずご覧ください。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします。



ポイント

1. 常時使用する従業員の数が、20名以下(商業、サービス業5名以下)の個人事業主、個人事業主の共同経営者、又は会社の役員の方が対象です。
2. 毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば、課税対象所得400万円の方ならば約11万円の節税になります。
3. 「小規模企業共済法」に基づき運営されています。



▶現在の掛金月額が7万円に達してい
ない方は、増額をお勧めいたします。

※掛金月額増額申込書がお手元に無い場合は、下記の共済相談室へ
ご請求ください。

本制度のお問い合わせ・お申込みは…

天童商工会議所 ☎ 023-654-3511

〒994-0013 天童市老野森1-3-28

■掛金の全額所得控除による節税額

課税される 所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	308,600円	287,900円	251,700円	179,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	784,300円	747,800円	674,800円	543,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,392,700円	1,356,200円	1,283,200円	1,137,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,033,200円	1,993,100円	1,912,700円	1,752,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,805,000円	2,752,600円	2,647,700円	2,438,000円	52,400円	157,300円	367,000円

■共済金の受取り

「一括」受取の例

☆ 掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍に

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、 <u>240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。</u>
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

- ※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときは、変更されることもあります。
- ※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額及び契約期間によって手取額が掛金合計額を下回る場合があります。
- ※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、及び法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

◆共済事由別区分

※共済事由の詳細い内容については、「小規模企業共済制度パンフレット」をご覧ください。

共済事由	個人事業主	会社等役員	共同経営者
A 共済事由	事業廃業・死亡	会社等の解散	事業主の廃業による
B 共済事由	老齢給付	老齢給付、疾病等による退任	老齢給付
準共済事由	事業譲渡	任期満了による退任	共同経営の譲渡等
解 約 事 由	任意解約等	任意解約等	任意解約等、(共同経営の)退任等